

89. 03

博覧会の賞に関する情報提供について

1. 商標法第4条第1項第9号に関する審査を迅速かつ的確に行うため下記の要領で関係する情報の提供を受け付けることとする。

第4条第1項 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

第9号 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

2. 情報提供の方法

商標法第4条第1項第9号の規定に基づく博覧会の賞についての情報を提供する者は、次の事項が明確となる資料等を電子メール又は書面で提出する。（別紙文例参照）

- （1）博覧会の名称
- （2）開設者
- （3）後援者
- （4）開設の目的
- （5）開設地
- （6）開設の期間
- （7）出品者の資格
- （8）出品者数、出品物の種類、数量等
- （9）入場者の資格
- （10）博覧会の賞

3. 提出された情報の取扱い

- （1）本件情報提供は、商標審査基準室が受け付けることとする。
- （2）商標審査基準室は、提供された情報に疑義がある場合には、情報提供をした者に対して、説明を求め又は新たな資料の提供を求めることができるものとする。
- （3）商標審査基準室は、提供された情報を審査・審判に係属している出願の審査・審理に反映させるために審査官・審判官に周知を図ると共に、関係資料を管理することとする。

【別 紙】

情報提供をする場合の文例

令和 年 月 日

特許庁審査業務部商標課長 宛

(提出者の名称) (※1)

責任者 氏名

(担当者) 部署 担当者氏名

電話番号

(件 名) (※2)

1. 博覧会の名称

2. 開設者

3. 後援者

4. 開設の目的

5. 開設地

6. 開設の期間

7. 出品者の資格

8. 出品者数、出品物の種類、数量等

9. 入場者の資格

10. 博覧会の賞

添付資料 (※3)

(1) 上記1. ないし9. の事実を証する資料

(2) 上記10. にいう商標法第4条第1項第9号に該当する
博覧会の賞の見本

〔備考〕

- ※1 「提出者の名称」の欄には、博覧会を開設する者の名称及び博覧会開設に関する事務取扱責任者の役職及び氏名を記載する。
その下段に、本件情報提供に関する事務担当の部署、担当者、電話番号を記載する。
記載例 〇〇博覧会事務局
 事務局長 商標 一郎
- ※2 「件名」には、どのような賞（標章）を情報提供するのかを簡潔に記載する。
記載例 「〇〇博覧会の賞の情報提供について」
- ※3 〔添付資料〕 商標法第4条第1項第9号に該当する博覧会の賞の見本の他、例えば、以下の資料を電子化して添付ファイルとするか、又は書面により添付する。
①博覧会の開設計画書、出品案内パンフレット等
②開設者が特殊法人、公益社団法人若しくは公益財団法人である場合には、設立の目的、組織及び人員等を示す定款及び役員名簿又はパンフレット等
③その他関連する資料（必要な場合に添付する。）